

【新旧対照表】 法人会員規約(コーポレート用・会社決済型) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
2025 年 12 月 9 日改定 法人会員規約(コーポレート用・会社決済型) 第 14 条 (付帯サービス等) 1 会員またはカード使用者は、付帯サービスを、当社またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員またはカード使用者が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当社が会員に通知し、または当社ウェブサイトその他の当社所定の方法により公表します。 2 当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当社またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員およびカード使用者へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止もしくは廃止することができるものとします。 3 会員が会員としての地位を喪失した場合には、会員およびカード使用者は当然に付帯サービスを利用することができないものとします。カード使用者がカード使用者としての地位を失いまたは第 16 条(更新カードの発行と貸与)に定める更新カードの貸与を受けることなく貸与されたカードの有効期限が経過した場合の当該カードに係るカード使用者も同様とします。 4 会員またはカード使用者は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。 5 会員が当社に対する債務の履行を遅滞している場合、会員またはカード使用者による付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当社は、会員またはカード使用者の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。 6 当社は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。会員は、会員またはカード使用者が当該付帯サービスを利用したときには、当社があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。 第 16 条 (更新カードの発行と貸与) カードの有効期限は、カードの<u>表面上</u>に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。当社が適当と認める<u>場合</u>には、当社は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードをカード使用者ごとに発行し、これを会員に貸与します。 第 24 条 (暗証番号の管理) 1 会員およびカード使用者は、暗証番号を他人に伝えてはならず、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。 2 会員およびカード使用者は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載しまたは記録した媒体とともに保管および携帯してはなら	2026 年 10 月 30 日改定 法人会員規約(コーポレート用・会社決済型) 第 14 条 (付帯サービス等) 1 会員またはカード使用者は、付帯サービスを、当社またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員またはカード使用者が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当社が会員に通知し、または当社ウェブサイトその他の当社所定の方法により公表します。 2 当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当社またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員およびカード使用者へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止もしくは廃止することができるものとします。 3 会員が会員としての地位を喪失した場合には、会員およびカード使用者は当然に付帯サービスを利用することができないものとします。カード使用者がカード使用者としての地位を失いまたは第 16 条(<u>カードの有効期限および更新カードの発行と貸与</u>) 第 2 項に定める更新カードの貸与を受けることなく貸与されたカードの有効期限が経過した場合の当該カードに係るカード使用者も同様とします。 4 会員またはカード使用者は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。 5 会員が当社に対する債務の履行を遅滞している場合、会員またはカード使用者による付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当社は、会員またはカード使用者の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。 6 当社は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。会員は、会員またはカード使用者が当該付帯サービスを利用したときには、当社があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。 第 16 条 (<u>カードの有効期限および更新カードの発行と貸与</u>) 1 カードの有効期限は、カードに表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。 2 <u>会員に貸与したカードの有効期限満了が近づき</u>当社が適当と認める<u>とき</u>には、当社は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードをカード使用者ごとに発行し、これを会員に貸与します。 第 24 条 (暗証番号の管理) 1 会員およびカード使用者は、暗証番号を他人に伝えてはならず、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。 2 会員およびカード使用者は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載し<u>もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載しまたは記録した媒体とともに保管および携帯してはな</u>

現行	改定後
ないものとします。 (1) 暗証番号 (2) (1)以外ののものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号 3 当社は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員またはカード使用者が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は、当該事項を遵守しなければならず、かつカード使用者に対しこれら事項を遵守させなければなりません。 4 当社は、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を会員に対し通知または当社ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員およびカード使用者は、当該通知等の内容を踏まえて第 1 項の義務を履行するものとします。 5 第 2 項から前項までの規定は、第 1 項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。	らないものとします。 (1) 暗証番号 (2) (1)以外ののものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号 3 当社は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員またはカード使用者が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は、当該事項を遵守しなければならず、かつカード使用者に対しこれら事項を遵守させなければなりません。 4 当社は、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を会員に対し通知または当社ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員およびカード使用者は、当該通知等の内容を踏まえて第 1 項の義務を履行するものとします。 5 第 2 項から前項までの規定は、第 1 項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。
第 30 条 (クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の会員の責任) 1 カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第 28 条(カード情報または偽造カードが利用された場合の会員の責任)第 1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき会員が支払義務を負担するものとします。 2 会員およびカード使用者は、クレジットカード本人認証サービス用の ID およびパスワード <u>または</u>ワンタイムパスワードその他カード使用者本人であることを認証するための情報(以下本条において「ID 等」といいます。)につき、善良なる管理者の注意をもって選択(ただし、ワンタイムパスワードを除きます。)、使用および管理しなければなりません。 3 会員およびカード使用者が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第 1 項の規定は適用されないものとします。 4 会員またはカード使用者が、ID 等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失により ID 等を他人が使用することができる状態においたことにより、カード情報の利用にあたり ID 等が他人に使用されたときには、当社は、会員に対し、他人がカード情報を利用したことにより当社に生じた損害であって第 1 項に定めるものの以外のものであって賠償を請求することができるものとします。	第 30 条 (クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の会員の責任) 1 カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第 28 条(カード情報または偽造カードが利用された場合の会員の責任)第 1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき会員が支払義務を負担するものとします。 2 会員およびカード使用者は、クレジットカード本人認証サービス用の ID およびパスワード <u>もしくは</u>ワンタイムパスワードその他カード使用者本人であることを認証するための情報 <u>または手段</u>(以下本条において「ID 等」といいます。)につき、善良なる管理者の注意をもって選択(ただし、ワンタイムパスワードを除きます。)、使用および管理しなければなりません。 3 会員およびカード使用者が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第 1 項の規定は適用されないものとします。 4 会員またはカード使用者が、ID 等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失により ID 等を他人が使用することができる状態においたことにより、カード情報の利用にあたり ID 等が他人に使用されたときには、当社は、会員に対し、他人がカード情報を利用したことにより当社に生じた損害であって第 1 項に定めるものの以外のものであって賠償を請求することができるものとします。
第 31 条 (第三者へのカード情報の登録と管理) 1 第 23 条(カード等の管理)の規定にかかわらず、カード使用者は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。 (1) 当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。 (2) カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。 2 前項の場合、カード使用者は、ネットショッピングサイトの ID およびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限があることを確	第 31 条 (第三者へのカード情報の登録と管理) 1 第 23 条(カード等の管理)の規定にかかわらず、カード使用者は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。 (1) 当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。 (2) カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。 2 前項の場合、カード使用者は、ネットショッピングサイトの ID およびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限があることを確

現行	改定後
認する手段につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。	認する <u>情報または</u> 手段につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。
第 37 条 (犯罪収益等隠匿行為等の禁止) 1 会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。 (1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装しまたは犯罪収益等を隠匿すること。 (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者として公告された者その他これらに類する者(団体を含みます。)との間で取引を行うこと。 (3) 外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。 (4) 米国 OFAC 規制により規制される取引を行うこと。 2 会員またはカード使用者は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。 3 当社は、第 1 項または第 2 項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員およびカード使用者に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員およびカード使用者は遅滞なくこれに応ずるものとします。	第 37 条 (犯罪収益等隠匿行為等の禁止) 1 会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。 (1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装しまたは犯罪収益等を隠匿すること。 (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者として公告された者その他これらに類する者(団体を含みます。)との間で取引を行うこと。 (3) 外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。 (4) 米国 OFAC 規制 <u>など、本契約を実行するために必要となる取引(国際ブランド会社など当社と提携する者により遂行される取引を含みます。)</u> に対し、<u>いずれかの法域において適用されうる経済制裁に係る法令、行政命令または司法命令</u>により規制される取引を行うこと。 2 会員またはカード使用者は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。 3 当社は、第 1 項または第 2 項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員およびカード使用者に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員およびカード使用者は遅滞なくこれに応ずるものとします。
第 38 条 (カード利用可能枠の設定等) 1 当社は、会員の入会時に、審査のうえそのカード利用可能枠を決定し、これを、当社所定の方法で会員に通知しまたは会員が知りうる状態に置くものとします。 2 当社は、当社が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当社は、変更後のカード利用可能枠につき、当社所定の方法で会員に通知しまたは会員が知りうる状態に置くものとします。 3 前項第 1 文の場合において、当社は、会員がカード利用可能枠を増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前のカード利用可能枠に戻す処置をとるものとします。 4 カード利用可能枠が設定されたことにより、当社は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。	第 38 条 (カード利用可能枠の設定等) 1 当社は、会員の入会時に、審査のうえそのカード利用可能枠を決定し、これを、当社所定の方法で会員に通知しまたは会員が知りうる状態に置くものとします。 2 当社は、当社が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、<u>適用ある法令または自主規制機関の規則、当社の業務またはシステム上の必要</u>その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当社は、変更後のカード利用可能枠につき、当社所定の方法で会員に通知しまたは会員が知りうる状態に置くものとします。 3 前項第 1 文の場合において、当社は、会員がカード利用可能枠を増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前のカード利用可能枠に戻す処置をとるものとします。 4 カード利用可能枠が設定されたことにより、当社は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。
第 40 条 (キャッシングサービス利用可能枠の設定等) 1 当社は、会員からの申込により、審査のうえ、カード利用可能枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定し、これを当社所定の方法で会員に通知します。 2 当社は、当社が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠を減額することができるものとします。この場合、当社は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠につき、当社所定の方法	第 40 条 (キャッシングサービス利用可能枠の設定等) 1 当社は、会員からの申込により、審査のうえ、カード利用可能枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定し、これを当社所定の方法で会員に通知します。 2 当社は、当社が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、<u>適用ある法令または自主規制機関の規則、当社の業務またはシステム上の必要</u>その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠を減額することができるものとします。この場

【新旧対照表】 法人会員規約(コーポレート用・会社決済型) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
で会員に通知しまたは会員が知りうる状態に置くものとし ます。 3 キャッシングサービス利用可能枠が設定されたことにより、 当社は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。	合、当社は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠につ き、当社所定の方法で会員に通知しまたは会員が知りうる状 態に置くものとします。 3 キャッシングサービス利用可能枠が設定されたことにより、 当社は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。
第 44 条 (ショッピングの利用方法) 1 会員がショッピングを利用するには、カード使用者が貸与さ れたカードを加盟店に対して提示し、ショッピング利用代金の 額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式が 1 回 払いであることを確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力 するものとします。<u>ただし、加盟店が指定する場合には、暗証 番号の入力に代えて所定の売上票または電磁的記録による 売上票に署名を入力するための端末に署名するなど、加盟 店が指定する他の方法によるものとします。</u> 2 前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入す る商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当社所定の 範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当社所 定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該 当するときには、カード使用者は、暗証番号の入力を行わず にカードを利用することができるものとします。 (1) 非接触決済の方法による利用であること。 (2) 第 1 号の場合を除き、当社所定の加盟店(加盟店が百貨 店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種 商品卸売業に該当する場合にあっては当社所定の売場)に おけるショッピングの利用であること。	第 44 条 (ショッピングの利用方法) 1 会員がショッピングを利用するには、カード使用者が貸与さ れたカードを加盟店に対して提示し、ショッピング利用代金の 額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式が 1 回 払いであることを確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力 するものとします。 2 前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入す る商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当社所定の 範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当社所 定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該 当するときには、カード使用者は、暗証番号の入力を行わず にカードを利用することができるものとします。 (1) 非接触決済の方法による利用であること。 (2) 第 1 号の場合を除き、当社所定の加盟店(加盟店が百貨 店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種 商品卸売業に該当する場合にあっては当社所定の売場)に おけるショッピングの利用であること。
第 45 条 (通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方 法) 1 第 44 条の規定にかかわらず、通信販売など一部の加盟店 においては、カード使用者が貸与されたカードを提示せずそ のカード情報を通知することにより、会員はショッピングを利用 することができます。 2 前項の方法でショッピングを利用する場合、<u>加盟店によっ ては、クレジットカード本人認証サービスの利用その他加盟店 所定の方式によること</u>を求める場合があります。この場合に は、カード使用者は、当該方式に従うものとします。	第 45 条 (通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方 法) 1 第 44 条(<u>ショッピングの利用方法</u>)の規定にかかわらず、通 信販売など一部の加盟店においては、カード使用者が貸与さ れたカードを提示せずそのカード情報を通知することにより、 会員はショッピングを利用することができます。 2 前項の方法でショッピングを利用する場合、クレジットカード 本人認証サービスの利用<u>その他の本人認証方式の利用</u> を求める場合があります。この場合には、カード使用者は、当該 方式に従うものとします。
第 46 条 (通信販売等加盟店とカード情報の登録) 1 第 45 条に定める加盟店の一部においては、ショッピング利 用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバ ーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用 できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用す ることができます。 2 カード使用者が、前項に定めるカード情報の登録を行った 場合において、退会その他の事由により会員が会員資格を喪 失しまたはカード使用者がカード使用者としての地位を喪失 したときには、会員およびカード使用者は、加盟店の定めると ころに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものと します。	第 46 条 (通信販売等加盟店とカード情報の登録) 1 第 45 条(<u>通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方 法</u>)に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のた めにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカ ード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる 者であることを認証する方法によりショッピングを利用するこ とができます。 2 カード使用者が、前項に定めるカード情報の登録を行った 場合において、退会その他の事由により会員が会員資格を喪 失しまたはカード使用者がカード使用者としての地位を喪失 したときには、会員およびカード使用者は、加盟店の定めると ころに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものと します。
第 48 条 (継続課金取引の終了等) 1 カード使用者が第 47 条に定めるカード情報の登録を行っ た場合であって、当該継続課金取引を終了しまたは当該継続 課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録された カード情報によるショッピングを行わないこととするときには、 会員およびカード使用者は、当該継続課金取引に係る加盟	第 48 条 (継続課金取引の終了等) 1 カード使用者が第 47 条(<u>継続課金取引の場合におけるシ ョッピングの利用方法の特則</u>)に定めるカード情報の登録を行 った場合であって、当該継続課金取引を終了しまたは当該継 続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録され たカード情報によるショッピングを行わないこととするときに

現行	改定後
店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第 47 条に定めるところに従いカード使用者が会員のためにカード等を利用したものとみなします。 2 カード使用者が第 47 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、退会その他の事由により会員が会員資格を喪失または当該カード使用者がカード使用者としての地位を喪失したときには、会員およびカード使用者は、当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格またはカード使用者としての地位を喪失した場合であっても、第 47 条に定めるところに従いカード使用者が会員のためにカード等を利用したものとみなします。	は、会員およびカード使用者は、当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第 47 条に定めるところに従いカード使用者が会員のためにカード等を利用したものとみなします。 2 カード使用者が第 47 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、退会その他の事由により会員が会員資格を喪失または当該カード使用者がカード使用者としての地位を喪失したときには、会員およびカード使用者は、当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格またはカード使用者としての地位を喪失した場合であっても、第 47 条に定めるところに従いカード使用者が会員のためにカード等を利用したものとみなします。
第 50 条 (ショッピング利用に係る禁止行為等) 1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとし、カード使用者に対してこれらの利用を禁止しなければならないものとします。 (1) 法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの (2) 加盟店または加盟店があつせんする第三者が商品を買受けることを前提とする商品の購入のためのもの (3) 前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、<u>換金</u>を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの (4) 加盟店所在地、カード利用時点における会員の住所もしくは主たる事務所の所在地またはカード使用者の所在地のいずれかにおける法定通貨(ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。)の購入のためのもの (5) 暗号資産の購入のためのもの (6) 前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの (7) 金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの (8) 価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの (9) 不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典(付帯サービスの提供によるものを含みます。)を得ることとなるもの (10) 加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの 2 ショッピングの利用が、前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがあるものである場合には、当社は、ショッピングの利用を承認しないことがあります。 3 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。 (1) 商品券その他の金券類の購入 (2) 金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入	第 50 条 (ショッピング利用に係る禁止行為等) 1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとし、カード使用者に対してこれらの利用を禁止しなければならないものとします。 (1) 法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの (2) 加盟店または加盟店があつせんする第三者が商品<u>または権利</u>を買受けることを前提とする商品<u>または権利</u>の購入のためのもの (3) 前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、<u>金銭の取得</u>を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの (4) 加盟店所在地、カード利用時点における会員の住所もしくは主たる事務所の所在地またはカード使用者の所在地のいずれかにおける法定通貨(ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。)の購入のためのもの (5) 暗号資産の購入のためのもの (6) 前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの (7) 金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの (8) 価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの (9) 不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典(付帯サービスの提供によるものを含みます。)を得ることとなるもの (10) 加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの 2 ショッピングの利用が、前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがあるものである場合には、当社は、ショッピングの利用を承認しないことがあります。 3 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。 (1) 商品券その他の金券類の購入 (2) 金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入

【新旧対照表】 法人会員規約(コーポレート用・会社決済型) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
(3) 前各号に掲げるもののほか当社が定め当社ウェブサイト で公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または 受領 4 会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当 するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会 員は当社所定の手続により当社の承認を得なければならない ものとします。	(3) 前各号に掲げるもののほか当社が定め当社ウェブサイト で公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または 受領 4 会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当 するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会 員は当社所定の手続により当社の承認を得なければならない ものとします。
第 57 条 (キャッシングサービスの利用方法) 1 会員がキャッシングサービスを利用するには、カード使用 者は、当社所定の現金自動預払機または現金自動支払機 (以下「ATM 等」といいます。)にカードを挿入し、登録された 暗証番号を入力する等所定の手続に従い ATM 等を操作す る方法によるものとします。 2 当社が金銭消費貸借契約の締結を承諾する場合には、当 社は、ATM 等を操作したカード使用者に対して現金を交付す る方法により資金を交付するものとします。	第 57 条 (キャッシングサービスの利用方法) 1 会員がキャッシングサービスを利用するには、カード使用 者は、当社所定の現金自動預払機または現金自動支払機 (以下「ATM 等」といいます。)にカードを挿入し、登録された 暗証番号を入力する等所定の手続に従い ATM 等を操作す る方法によるものとします。 2 当社が金銭消費貸借契約の締結を承諾する場合には、当 社は、ATM 等を操作したカード使用者に対して現金を交付す る方法により資金を交付するものとします。 <u>3 キャッシングサービスは、前項に従い現金が交付された日 をもって、その利用日とします。</u>
第 91 条 (更新カード不発行等と本契約の終了) 1 カードの有効期限が満了しつつ、当社が第 16 条(更新カ ードの発行と貸与)に従い更新カードを会員に対して貸与し なかった場合には、当該有効期限満了の時点で、本契約は 終了したものとします。 2 当社が第 15 条(カードの発行と貸与)、第 16 条または第 17 条(カードの再発行)の規定により会員に対してカードを送 付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合 には、当社は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了し たものとみなすことができるものとします。	第 91 条 (更新カード不発行等と本契約の終了) 1 カードの有効期限が満了しつつ、当社が第 16 条(<u>カードの 有効期限および更新カードの発行と貸与</u>) <u>第 2 項</u>に従い更新 カードを会員に対して貸与しなかった場合には、当該有効期 限満了の時点で、本契約は終了したものとします。 2 当社が第 15 条(カードの発行と貸与)、第 16 条(<u>カードの 有効期限および更新カードの発行と貸与</u>) <u>第 2 項</u>または第 17 条(カードの再発行)の規定により会員に対してカードを送付 したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合 には、当社は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了し たものとみなすことができるものとします。
<u>2025 年 12 月 9 日改定</u> 個人情報の取扱いに関する同意条項 第 3 条 (取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情 報の利用) 1 カード使用者等は、当社が、本件個人情報のうちカード使 用者に係るものにつき、以下の目的のために取得、保有およ び利用することに同意します。 (1) <u>当社の</u>クレジット関連事業における市場調査、商品開発 (2) <u>当社の</u>クレジット関連事業における広告または宣伝のた めの書面等の送付および電話等による営業案内 (3) 当社が加盟店等から受託して行う広告または宣伝のため の書面の送付および電話等による営業案内 2 当社のクレジット関連事業は、クレジットカード <u>および融資 等です</u>。事業内容の詳細は、当社ウェブサイトにおいてご確 認いただけます。 3 当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場 合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、 個人情報の取扱いを委託することができるものとします。	<u>2026 年 10 月 30 日改定</u> 個人情報の取扱いに関する同意条項 第 3 条 (取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情 報の利用) 1 カード使用者等は、当社が、本件個人情報のうちカード使 用者に係るものにつき、以下の目的のために取得、保有およ び利用することに同意します。 (1) クレジット関連事業における市場調査、商品開発 (2) クレジット関連事業における広告または宣伝のための書 面等の送付および電話等による <u>個別のご提案</u>、営業案内 (3) 当社が加盟店、<u>当社提携会社、当社の関連金融機関</u>等 から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および 電話等による <u>個別のご提案</u>、営業案内 2 当社のクレジット関連事業は、クレジットカード、<u>融資、信用 保証、集金代行、金融商品仲介、銀行代理、前払式支払手 段の発行・販売等当社の目的として登記されている業務です (カード発行会社ごとに登記されている業務は異なります)。</u> 事業内容の詳細は、当社ウェブサイトにおいてご確認いただ けます。 3 当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場 合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、 個人情報の取扱いを委託することができるものとします。

以上